

視用テレビ)、車両感知器、道路情報提供装置、交通情報板、路側通信システム等既存の情報収集・提供施設の整備、拡充を図り、道路交通情報を主とするFM放送局、路車間情報システム、道路情報ターミナル等新たな情報提供手法の実用化を推進する。また、広報媒体の活用等による道路交通情報の提供サービスの充実をも図る。

イ 気象情報等の充実

道路交通の安全に関係の深い台風、大雨、大雪、霧、地震、火山噴火等について、観測データや予報、警報等の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。また、これらの情報内容の充実及び効果的利用のため、静止気象衛星システム、軌道気象衛星の利用体制、気象レーダー観測網、地域気象観測網、気象資料伝送網、大・中・小地震観測網、東海地震予知等のための地震常時監視体制、火山観測業務など、予報、観測、通信等の各業務体制の強化充実を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する規格・基準の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の改善等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両の保安基準については、シートベルトの装備義務拡大等の規制強化の徹底を図るとともに、安全基準の国際的調和に留意しつつ、道路交通環境の変化等に対応した安全基準の改善に努める。

イ 車両の安全性に関する日本工業規格の整備等

車両の安全性に関する日本工業規格については、車両の走行上の安全、乗員の安全等に重点を置き、道路条件、生産技術、人間工学等の各方面から十分な検討を加え、交通事故防止に寄与するよう、その整備に努める。

また、日本工業規格の厳正な適用を確保するため、車両の装置、設備等を製造する日本工業規格表示許可工場に対する指導監督を強化し、車両の安全性の確保を図る。

(2) 自動車の検査及び整備の充実

ア 自動車の検査体制の充実

道路運送車両法に基づく自動車の新規検査、継続検査、構造等変更検査等の確実な実施を図るため、検査体制の整備を推進するとともに、指定自動車整備事業制度の適正な運用を図るための事業者に対する指導監督を強化する。また、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協

会を民間法人化することによって、効率化を図るとともに、検査体制の充実・強化を図る。

イ 型式指定制度の充実

車両の欠陥に起因する事故の発生を防止するため、新型式自動車の安全性の審査に要する設備の一層の充実を図る。

また、自動車製造事業者に対する指導監督の徹底に努める。

ウ 自動車整備の充実

(ア) 自動車の点検・整備の徹底

整備不良車両の運行を防止するため、自動車の点検・整備の確実な実施について、自動車関係諸団体と協力しつつ自動車使用者に対する広報活動等を推進するとともに、自動車の点検・整備状況について、街頭車両検査、自動車運送事業者の監査等を行う。

なお、自動車の点検・整備に当たっては、シートベルトが常時着用できる状態にあることについても確認するよう指導を行う。

(イ) 自動車分解整備事業の体質改善

自動車の点検・整備の受入体制を確保するため、自動車分解整備事業者に対し、経営面の充実を新たな柱に加えた近代化計画に基づく構造改善計画の実施について指導するとともに、業務の適正な実施について、指導監督を強化する。

(3) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する日本工業規格の整備等により必要な品質の規格・基準を整備するとともに、自転車の組立整備技術の向上、点検整備の確保を目的として、自転車組立整備士制度及び自転車安全整備制度の拡充を図る。

また、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動等を通じて、自転車利用者に対して、前記の規格・基準に適合した自転車の利用を呼びかけるなど安全意識及び点検整備意識の徹底を図るとともに、児童・生徒が利用する自転車の点検整備について、引き続き、関係団体の積極的な協力を求めていくものとする。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに幹線道路における重大事故の防止に重点を置いて、指導取締りを強力に推進する。このため、交通の指導取締り体